



# 各種手当等の申請をお忘れなく!



市は次に該当する人に対して手当等を支給しています。  
受給には申請が必要です。

## 手当について

手当名	対象	現在受給中の人
①児童手当	小学校第3学年修了前の児童を監護※している人	「現況届」を未提出の人は早急に提出してください。提出されない場合は手当が支給されないことがありますので、ご注意ください。
②児童扶養手当	母子家庭(父・母が婚姻を解消した、父が死亡した、父が重度の障害状態にある、父が行方不明、父が児童を1年以上遺棄している、母が婚姻によらないで懐胎した等の状態にある児童を養育している家庭)であり18歳未満の児童を監護している人	8月31日(木)までに「現況届」を社会福祉課または各地域局住民福祉課へ提出してください。
③特別児童扶養手当	20歳未満の精神または身体に障害のある児童を監護している人	9月12日(月)までに「所得状況届」を社会福祉課または各地域局住民福祉課へ提出してください。
④障害児福祉手当	20歳未満で精神または身体に重度の障害があり、日常生活において常時特別な介護が必要な児童	8月25日(木)までに「現況届」を社会福祉課または各地域局住民福祉課へ提出してください。
⑤特別障害者手当	20歳以上で精神または身体に重度の障害があり、日常生活において常時特別な介護を必要とする人	

※監護・・・児童の生活の面倒をみていること

ただし、次の場合は手当を受けられません。

- ① 受給される人の所得が一定額を超える場合
- ②～⑤ 受給者、障害者(児)または扶養義務者の所得が一定額を超える場合
- ②～⑤ 対象児童、障害者(児)が社会福祉施設・児童入所施設等に入所している場合など

## 年金・激励金について

年金(激励金)名	対象	年金額
①心身障害児年年金	身体に障害がある20歳未満の児童で、下記に該当するもの。ただし、障害児福祉手当を受給中の人は対象になりません。 ①身体障害者手帳1・2級、または知能指数がおおむね35以下の場合 ②身体障害者手帳3級、または知能指数がおおむね36以上50以下の場合	《年額》 ①の場合…………… 73,500円 ②の場合…………… 36,800円
②遺児年金	両親またはその一方を亡くした児童で、15歳に達した年度末までのもの、および、その後も引き続き中学校に在学するもの。	《児童1人につき/年額》 両親を亡くした児童…………… 36,800円 両親の一方を亡くした児童… 24,300円
③遺児激励金	保護者と死別した義務教育終了前の児童で、保護世帯または保護世帯に準ずる世帯に属しているもの。	小学校・中学校入学時…………… 10,000円 中学校(中学部)卒業時…………… 10,000円 在学中遺児となったとき…………… 10,000円

■問い合わせ 社会福祉課児童福祉係 (TEL②①0264)、または各地域局住民福祉課 (有漢TEL⑤⑦3211、成羽TEL④③2211、川上TEL④⑧2200、備中TEL④⑤4512) へ



# 老人保健福祉 アンケート結果

最終回

先月号に続き、今年3月に市が行った「老人保健福祉計画及び介護保険事業計画」の改正に伴うアンケート調査の結果報告書から、最終回は自由意見をご紹介します。

## ▽高齢者一般

(意見総数405件)

○病院への通院が度々あるのにタクシーしか交通手段がない。通院のための支援を望む。

○福祉の充実により保険料の負担増につながるのであれば、特に要望はない。

○介護サービスを利用したくても年金生活では難しい。

○今後は家族介護を増やすべきであり、そのために支援対策を充実してほしい。

○レクリエーション、工作などを主体とした活動や水泳、バレーボール、卓球など、皆で楽し

める場所があると健康も保たれるのではないかと。

○将来、夫婦の内どちらかが倒れた場合に介護は難しい。いつでも入所できる施設がほしい。

## ▽在宅認定者

(意見総数118件)

○特別養護老人ホームへ入所を希望しても申請から3〜5年待たなければ利用できない。

○移送サービスは、身体状態に応じたものにしてほしい。

○今、痴ほうが進みかけているが、どのように対応すればいいのかわからない。

▽施設認定者(意見総数16件)

○充実した施設へ入所できることは幸せだ。老人の年金(国民年金)で負担できる程度ならこの上もなくありがたいことだ。

○施設の職員さんの数が少なくて仕事がハードすぎる。職員

がもう少し心身に余裕を持った状態で、仕事ができるようにしてあげたい。

## ▽介護保険サービス事業所

(意見総数10件)

○介護支援専門員の責任は重く、仕事の量も多い。介護保険利用者50人を一人で受け持つのは無理がある。

○利用者の中で要支援、要介護1と軽度介護者が多いので、新予防給付(来年4月から創設される)への不安が多い。

○緊急の場合に、ショートステイの空きがなく利用できない。

○家族や利用者にとって、サービス利用に伴う手続きが、複雑である。

※紙面の都合により、ご意見の一部を省略しています。

■問い合わせ 高齢福祉課介護保険係(☎0265)

## 介護保険料 を確認ください

17年度保険料の額が確定

65歳以上の皆さんに納めていただいている平成17年度の介護保険料額が確定しました。暫定的に納めていただいた第1期、第2期の保険料と合わせて精算します。新たな納付通知書は9月中旬までに郵送します。なお、平成17年度の保険料は、旧市町の取り扱いを継承し、統一保険料の適用は平成18年度賦課分からになります。

また、旧市町間で住所異動があつた場合、異動先の保険料が適用になります。

## 減免制度があります

保険料の減免は、災害で被害を受けた場合や、保険料の第2段階に該当する人で、年間の総収入金額が41万2千円以下の場合に対象となります。

なお、申請書は市役所税務課高齢福祉課、各地域局・地域市民センターにありますので、該当する人は早めに申請してください。

■問い合わせ 税務課市民税係(☎0214)